

目 次

1. 「被疑者等支援業務」に係るこれまでの経過等について
2. 「被疑者等支援業務」の詳細について
3. 「被疑者等支援業務」の実施状況（速報値）
4. 「被疑者等支援業務」の円滑な実施について①
— 被疑者等支援業務を円滑に進めていくためのステップ等 —
5. 「被疑者等支援業務」の円滑な実施について②
— 更生保護施設/自立準備ホームとの連携—
6. 今後の展望（被疑者等支援業務）と
振り返り（特別調整等の事業化当時からの軌跡）

相談支援業務（地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針 第4 業務の実施細目 3 相談支援業務）

- (1) センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。
- (2) センターの長は、上記の支援を行うに当たり、当該利用者が更生緊急保護中、保護観察中等である場合には、当該措置等を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

「相談支援業務」の支援対象（例）

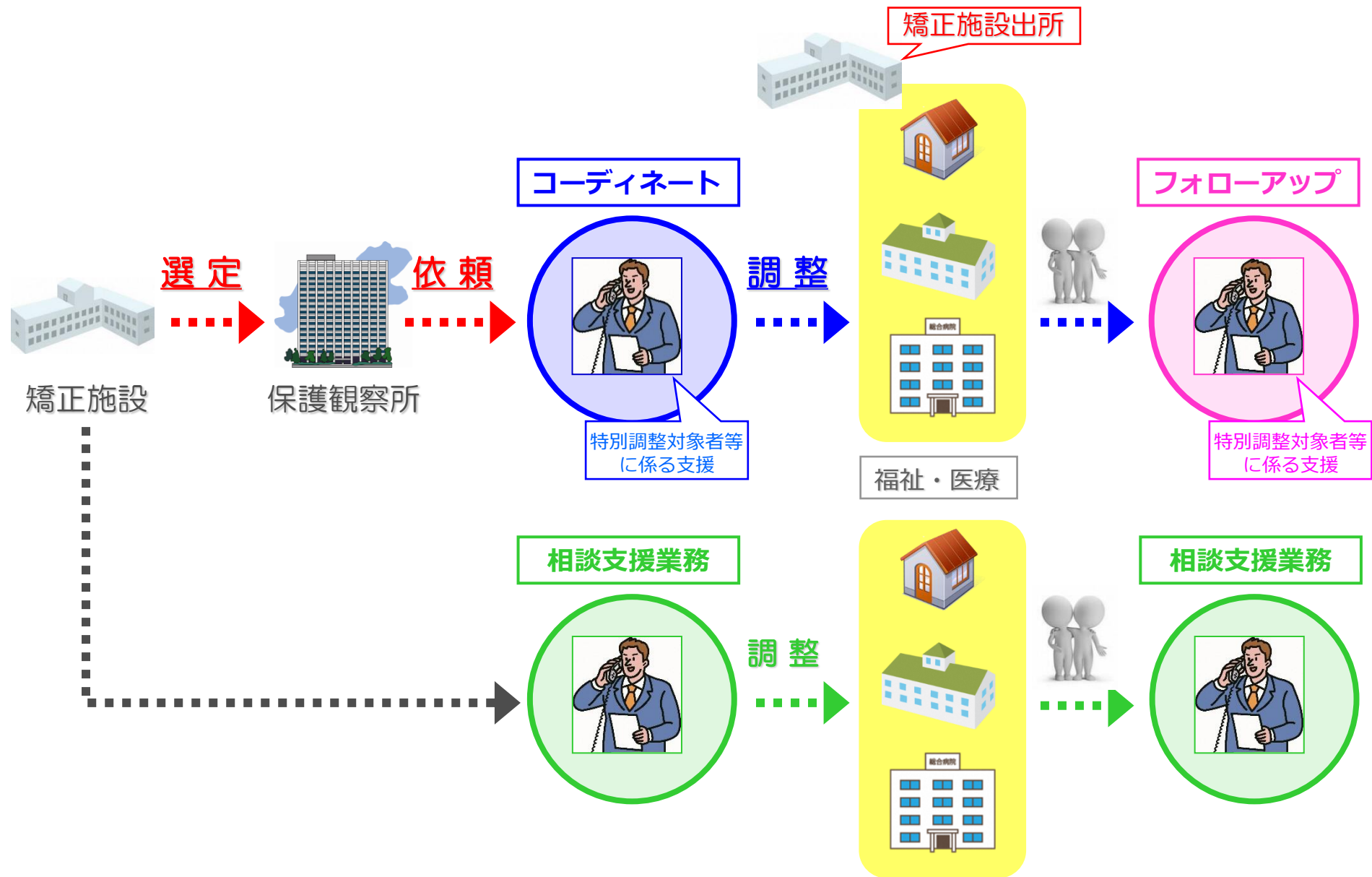


- ◆ 矯正施設等を退所した本人（障害者、高齢者）又はその家族、その他関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談等

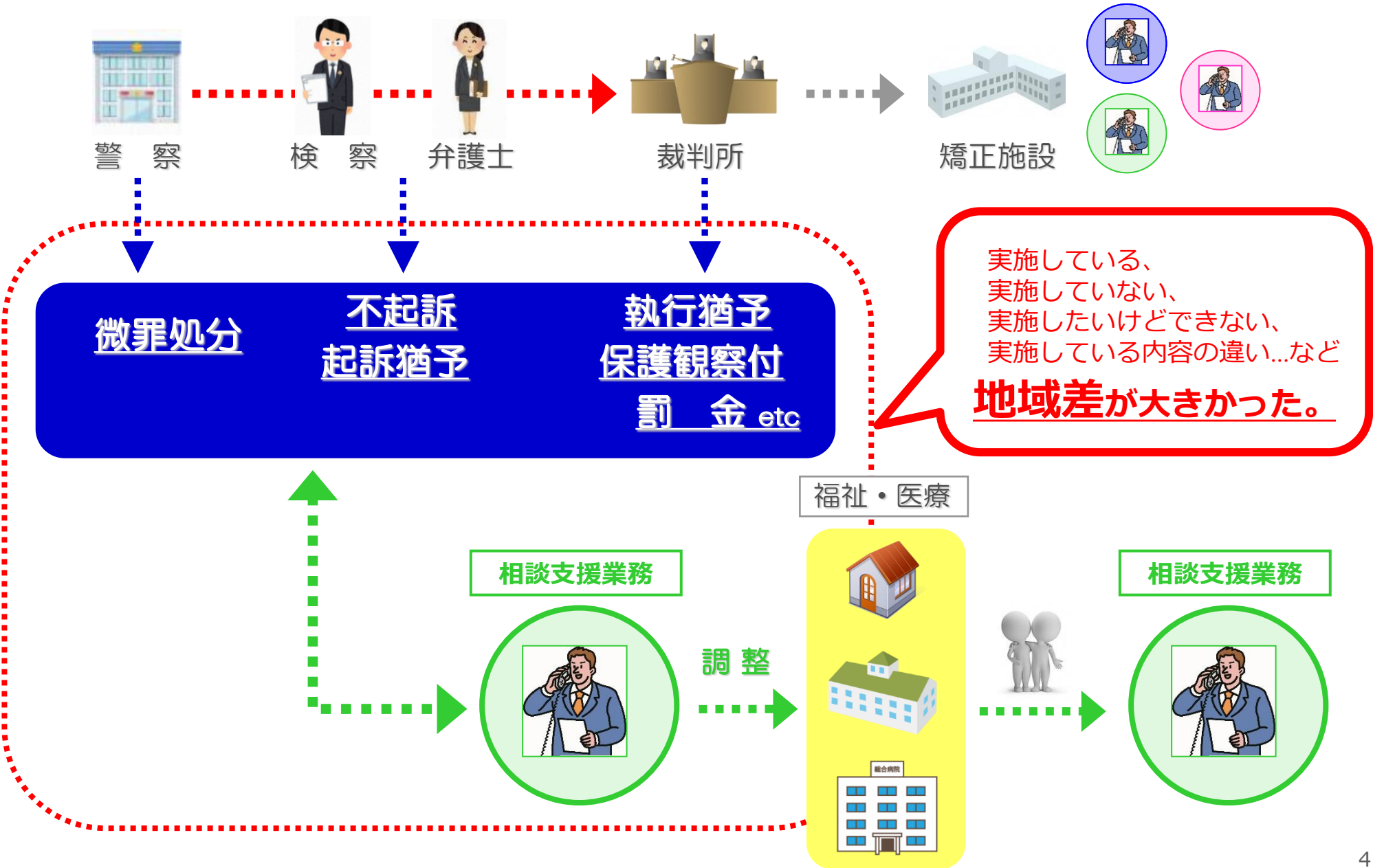
（例）「出所したが、住む場所がない」
「家はあるが、仕事・生活費がない」等

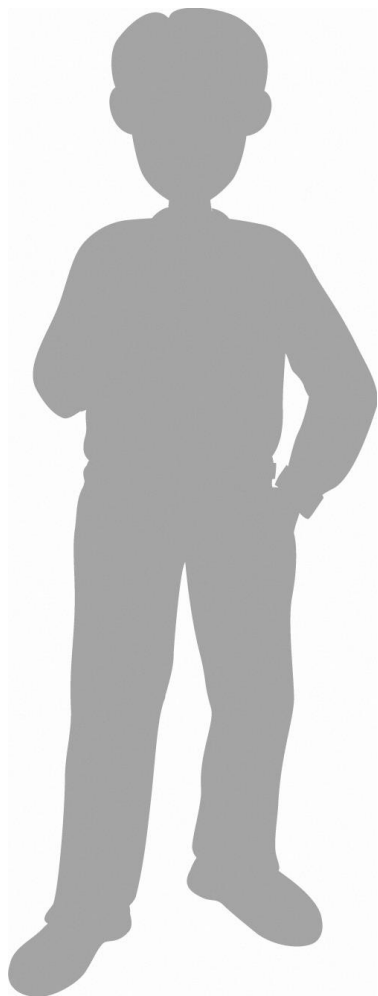
- ◆ センターが福祉的な支援を必要とすると認める者

矯正施設出所者等に係る業務フロー（出口支援）



被疑者被告人段階（入口支援）からセンターが関与した場合（令和2年度まで）





- ・ 主な罪名：住居侵入・窃盗
- ・ 受刑歴： 回
(前科前歴： 犯 回)

令和3年度～) 地域生活定着支援センターの業務内容

定着支援センターによる新たな**入口支援**として「**被疑者等支援業務**」が開始

コーディネート業務



特別調整対象者等
に係る支援

フォローアップ業務



特別調整対象者等
に係る支援

相談支援業務



関係機関等との連携及び地域に
おける支援ネットワークの構築等

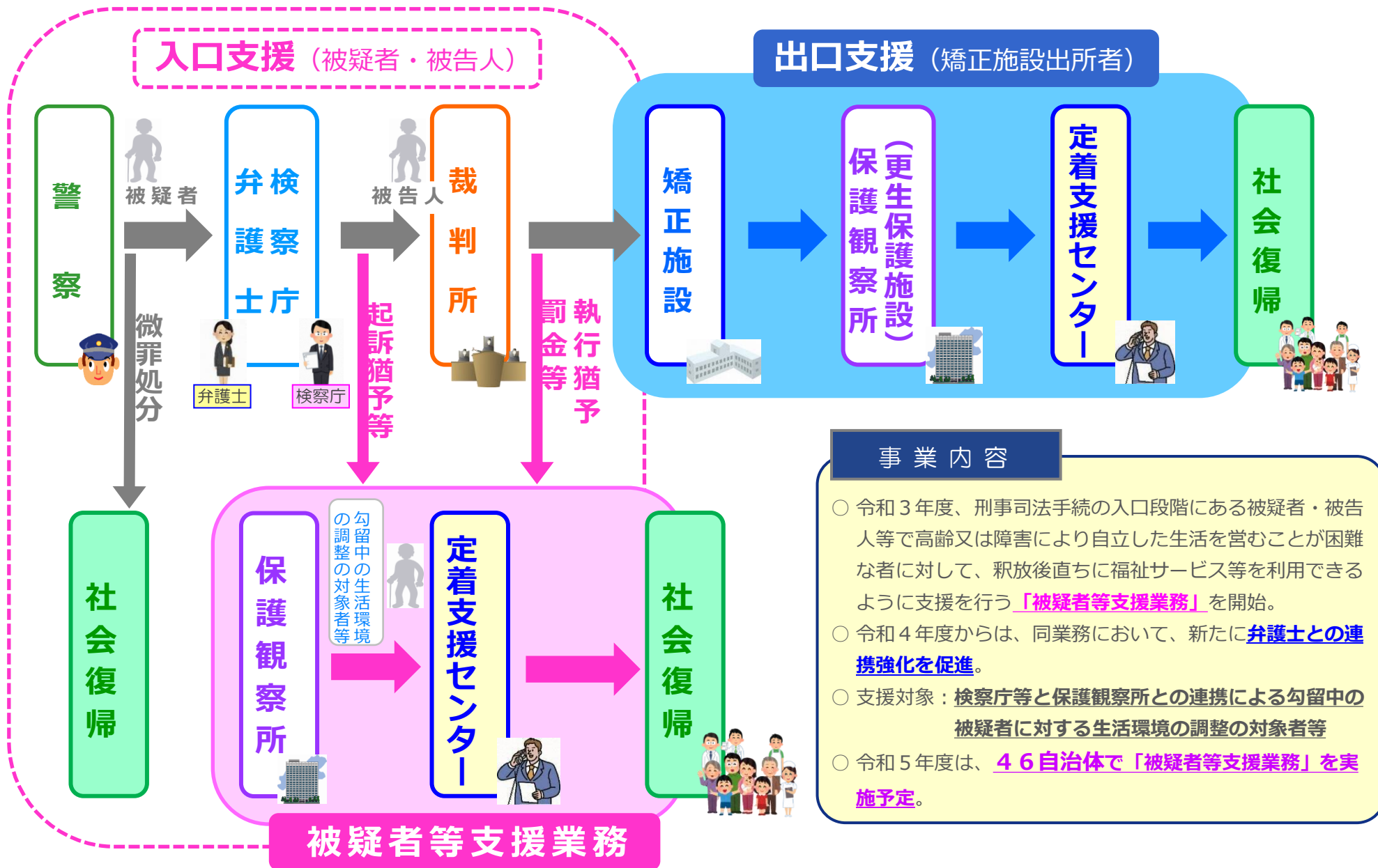


被疑者等支援業務



令和3年度～
定着支援センターによる
新たな**入口支援**

令和4年度の『被疑者等支援業務』からは、「弁護士との連携強化」を促進



「関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」について

令和5年12月1日から適用

関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等



関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等（地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針 第4 業務の実施細目）

- (1) センターの長は、利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、矯正施設若しくは保護観察所において特別調整対象者として、**又は検察庁、弁護士会**、若しくは保護観察所において勾留中の調整の対象者として選定をする手続を行っている段階から、必要に応じて、矯正施設の長等に対し福祉的な視点から必要な調査・調整について助言を行うものとする。また、特別調整対象者又は勾留中の調整の対象者として選定され、保護観察所の長からの協力依頼を受けた後においても、個々の利用者の事例に対応した関係機関等から成る会議の開催に努めるものとする。
- (2) センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、**検察庁、弁護士会**、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯歴の有無を問わず、ニーズがあつて真に支援を求める人について、**地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努める**ものとする。

1. 令和4年度の被疑者等支援業務について

(1) 基本的な枠組みについて

令和4年度の被疑者等支援業務では、弁護士との連携強化を促進することとしていますが、令和3年度と同業務の基本的な枠組みを変更するものではありません。

弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務の具体的な手続等については、別添の「令和4年度「被疑者等支援業務」業務フロー」のとおりとなりますが、同業務（地域の実情に応じた方法を含む。以下同じ。）の範囲内において、弁護士と検察庁（事件担当検察官等）が、必要な範囲で協議・確認・調整を行うなどすることで、同業務の対象となる被疑者等を、更に支援につなげられるようにするものです。手続については、令和3年度から変更はありません。

また、情状証人としての出廷や更生支援計画の作成等については、令和3年度と同様、被疑者等支援業務では行わないこととします。

(2) 弁護士との連携強化の促進について

弁護士との連携強化の促進とは、令和3年度の被疑者等支援業務の範囲内において、福祉的な支援を必要とする被疑者等への弁護士による気付き等を生かし、必要な方を更に支援につなげられるようにするため、弁護士会等を含めた関係機関等と協議をし、同業務を開始することができる程度の支援体制を構築した上で、関係機関等が連携して同業務を実施することを指します。

また、本事業の業務の一つとして、弁護士会、検察庁も含めた「関係機関等と支援ネットワークを構築するなどの関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」が位置付けられています。このことも踏まえ、弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務を開始する前には、原則、弁護士会、検察庁、保護観察所等の関係機関等が一堂に会する協議を実施し、同業務についての共通認識をもった上で、連携していくことができるような支援体制を構築してください。

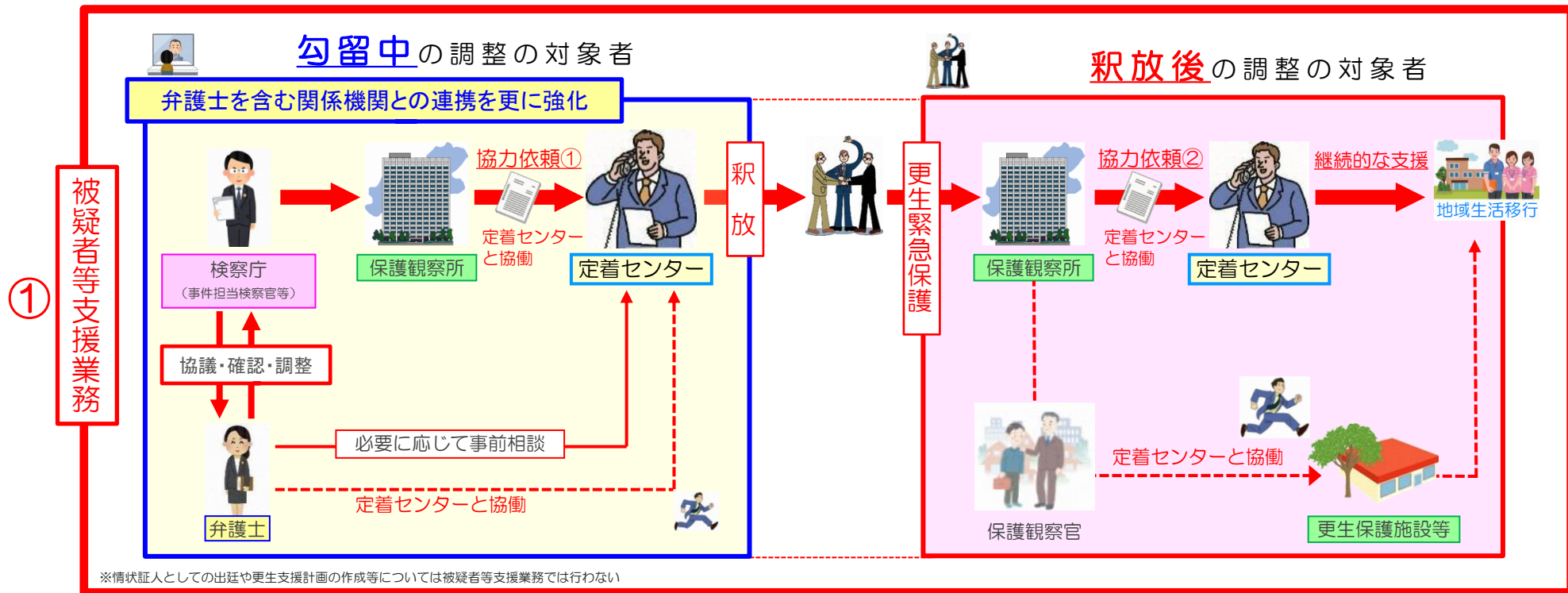
なお、より実効性のある支援体制を構築していくため、開始後においても関係機関等との協議を継続していくようにしてください。

2. 被疑者等支援業務と相談支援業務におけるいわゆる入口支援との関係に

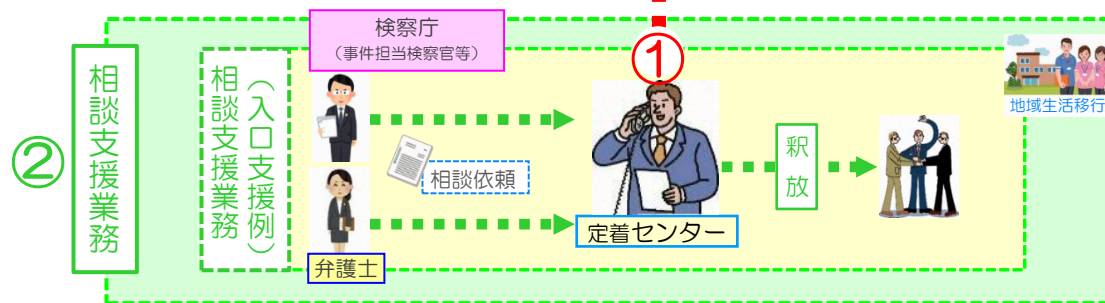
別添の「令和4年度「被疑者等支援業務」業務フロー」の②のとおり、いわゆる入口支援について、弁護士、検察庁（事件担当検察官等）等から定着センターに対して直接支援依頼がなされた場合であっても、被疑者等支援業務に該当するような事案については、関係機関等と協議の上、被疑者等支援業務での対応を検討することとしています。

他方、令和4年度においても、これまでの相談支援業務の枠組みを変更するものではないため、まず被疑者等支援業務での対応を検討したものの、同業務には該当しないいわゆる入口支援の対応の可否等については、各定着センターで判断することが可能です。

令和4年度の『被疑者等支援業務』では、さらに「弁護士との連携強化」を促進



被疑者等支援業務（地域の実情に応じた方法を含む）に該当するような事案は関係機関と協議の上、被疑者等支援業務で対応検討



相談支援業務 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋

センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。

関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋

センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

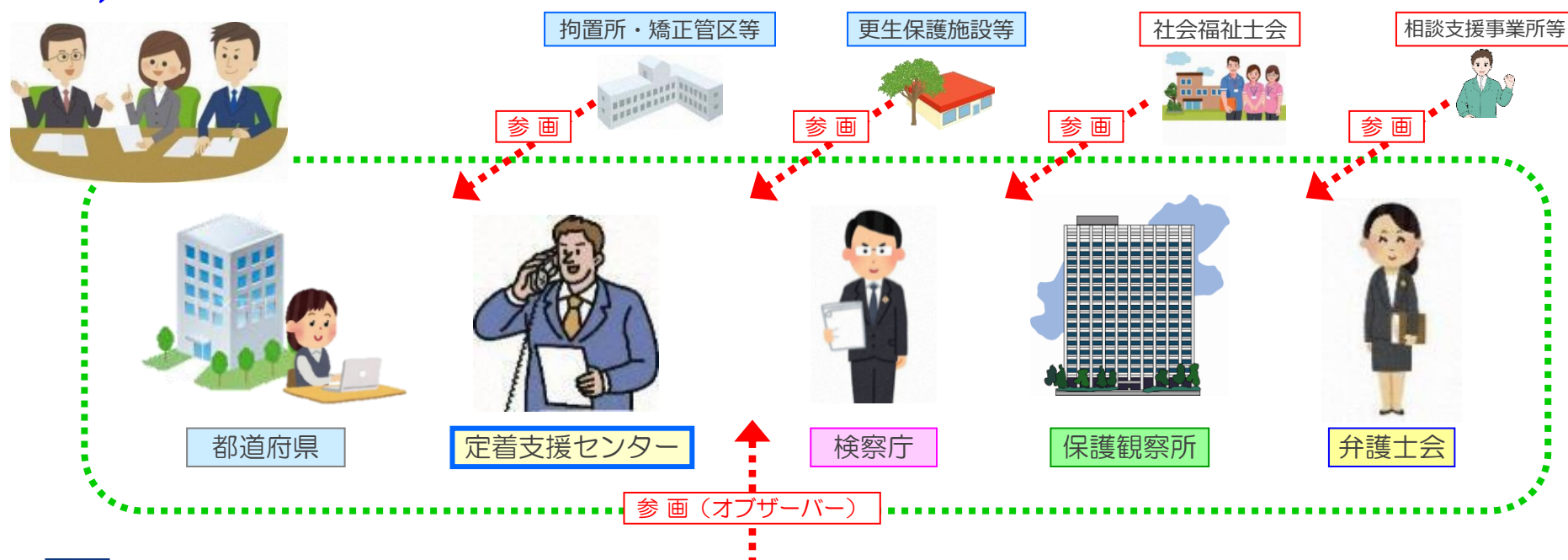


「一堂に会する協議」（ネットワーク会議等）について

「一堂に会する協議」（ネットワーク会議等）での協議内容（例）

1. 各機関の業務内容の確認等
2. 弁護士との連携強化を含めた「被疑者等支援業務」の確認（共通認識）
3. ケース検討（支援の振り返り、釈放後の様子をフィードバック等）
4. 効果的な手立て等の確認（地域の実情に応じた方法等）
5. 円滑な連携体制を図るための方策の検討（共同勉強会等）

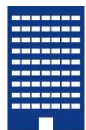
Point
定期的に実施



■ **現地の要請に応じて、当課（主として矯正施設退所者地域支援対策官）も適宜サポート**（各地での勉強会等にも参画）

＜R3年度の実績＞：岩手県、千葉県、石川県、鳥取県、長崎県、沖縄県

＜R4年度の実績＞：千葉県、長崎県



「釈放後の調整の対象者に準じた者」

「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」 7 被疑者等支援業務

Q 7-2 指針第4の2(2)にある「重点実施対象者に準じた者」とは、どのような人を指しているのか

A 7-2 保護観察所の支援担当官が、被疑者等について更生緊急保護の重点実施の対象とすることの必要性及び相当性について調査した結果、重点実施予定者として選定はしなかったものの、当該者が起訴猶予、罰金、保護観察の付かない執行猶予等となり、釈放後に更生緊急保護の申出をし、かつ重点実施予定者であること以外の重点実施対象者としての要件を満たしている者と保護観察所が判断した者や、重点実施予定者のうち、保護観察付執行猶予の言渡しを受けて、保護観察所がその裁判の確定（判決確定）前に更生緊急保護の重点実施を行うことを決定した者等を指します。

例. 保護観察所が「勾留中の調整の対象者」として選定予定だったが、当人の意向（やっぱり支援は望まない等）が変わり、勾留中の調整の対象者には選定されていなかった。

しかし、釈放後、当人が「行き先もなく不安だ」と、保護観察所へ更生緊急保護を申出。

保護観察官が改めて面談した結果、更生緊急保護の要件を満たしていると判断し、保護観察所が「更生緊急保護対象者」として被疑者等支援業務の依頼を定着支援センターに行い、定着支援センターが「釈放後の調整の対象者に準じた者」として支援を開始。



保護観察所

「地域の実情に応じた方法」について

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第4 業務の実施細目 2 被疑者等支援業務

(8) 被疑者等に対する身体拘束中又は釈放後の支援を効果的に行うためには、地域の実情に応じた対応が必要であることに鑑み、定着センターの長は検察庁、保護観察所の長、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、(1)ないし(6)に規定する手続の方法及び内容等について、**地域の実情に応じた方法**に適宜変更して実施することとして差し支えない。



「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」 7 被疑者等支援業務

Q 7-8 「地域の実情に応じた方法」とは、具体的にどのような方法を想定しているのか

A 7-8「指針第4の2(8)で、被疑者等支援業務においては、身体拘束中又は釈放後の支援を効果的に行うために、規定する手続の方法及び内容等について、検察庁、保護観察所、弁護士会等の関係機関等とあらかじめ協議の上、**「地域の実情に応じた方法」**に適宜変更して実施することとして差し支えないこととしています。

そのため、例えば、更生緊急保護の重点実施の対象とすることの調査がなされていなかった者が、釈放直前に、釈放後に更生緊急保護の申出をする意向が分かった場合等に、関係機関等とあらかじめ協議の上、地域の実情に応じた方法として対応することの申合せ等ができていれば、被疑者等支援業務で対応することは差し支えありません。

ただし、その場合においても、保護観察所の依頼に基づくことや、原則、更生緊急保護の枠組みの中での対応となることに留意してください。

「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」 7 被疑者等支援業務

Q7-6 弁護士との連携強化の促進とは、具体的にどのようなことを想定しているか

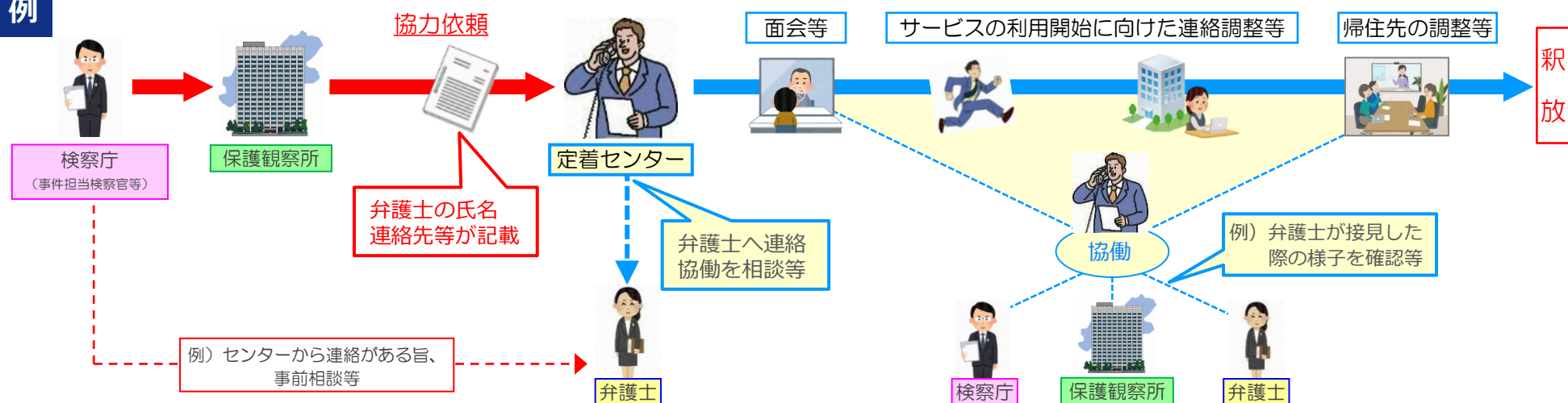
A7-6 弁護士との連携強化の促進とは、従前からの被疑者等支援業務の範囲内において、福祉的な支援を必要とする被疑者等への弁護士による気付き等を生かし、必要な方を更に支援につなげられるようにしていくものです。

具体的には、弁護士と検察庁（事件担当検察官等）が、必要な範囲での協議・確認・調整を行うことで、同業務の対象となる被疑者等を適切に選定していくための連携や、令和4年5月31日付け法務省保観第89号法務省保護局観察課長通知「「検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等について」の一部改正について（通知）」によって、事前相談票に弁護人の氏名や連絡先等が記載されることとなり、弁護士とセンターとの協働も可能となるような連携を想定しています。

なお、被疑者等支援業務では、情状証人としての出廷や更生支援計画の作成等は行わないこととしています。

また、指針第3の3(5)において、「業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする」としていることを踏まえ、中立性を損なうことがないよう留意してください。

例



Q 7-23 「被疑者等支援業務において、関係機関等との円滑な連携体制を構築していくためにはどのような取組が有効か。」

A 7-23 「弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務については、関係機関が同業務についての共通認識をもった上で、連携体制を構築していくことが重要であることから、弁護士会、検察庁、保護観察所等の関係機関が一堂に会し、協議を実施した上で同業務を開始することを原則としています。これは、既存の会議体とは別に、新たに会議体を設置することなどを必ずしも求めるものではないため、適宜、柔軟に対応してください。

また、開始後においても関係機関等との協議を継続し、課題点や好事例等を共有することで、より実効性のある支援体制の構築に努めてください。

なお、従前からセンターには「関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」の業務が位置付けられていることから、被疑者等支援業務の開始時期等にかかわらず、関係機関等との有機的な連携体制の構築に努めてください。



被疑者等支援業務の実施状況

—令和3年度・令和4年度（速報値 R5.12.18）—

令和3年度 実施状況（件数）	
実施自治体	36自治体 (37センター)
<u>全国実績（総数）</u> ・ 支援継続中件数 ・ 年度内支援終了件数	147
1センター平均	4
最大値	28
参考) 実績上位3自治体	埼玉（ 28 ） 新潟（ 19 ） 愛知（ 14 ）
最小値	0 (9センター)

令和4年度 実施状況（件数）	
実施自治体	45自治体 (46センター)
	弁護士連携含む 41自治体 (42センター)
<u>全国実績（総数）</u> ・ 支援継続中件数 ・ 年度内支援終了件数	359
1センター平均	7.8
最大値	32
参考) 実績上位3自治体	埼玉・新潟（ 32 ） 愛知（ 22 ） 大阪（ 19 ）
最小値	0 (5センター)

被疑者等支援業務の実施状況（令和3年度）

＜内訳＞ 令和3年度 実施状況（件数）	
全国実績（総数） 150 （※他センターへ依頼5件含む）	支援継続中 (92)
	年度内終了（重点実施候補者等） (19)
	年度内終了（重点実施対象者等） (39)
年度内支援終了件数 終了事由 （重点実施候補者等） 19	実刑判決等 (1)
	他センターへ依頼 (3)
	支援辞退等その他 (15)
年度内支援終了件数 処分・判決内容等別内訳 （重点実施対象者等） 39	起訴猶予 (18)
	罰金・科料 (3)
	単純執行猶予 (13)
	保護観察付執行猶予 (4)
	不明その他 (1)

被疑者等支援業務の実施状況（令和3年度）

＜内訳＞ 令和3年度 実施状況（件数）	
年度内支援終了件数 終了事由 （重点実施 対象者 等） 39	支援の必要がなくなった （地域生活定着等） （16）
	他センターへ依頼 （2）
	再犯・再非行 （5）
	支援辞退等その他 （16）
<u>支援継続中件数</u> 釈放時の受入先別内訳 92	更生保護施設 （27）
	自立準備ホーム （37）
	その他 （28）
<u>年度内終了件数</u> 釈放時の受入先別内訳 （重点実施 対象者 等） 39	更生保護施設 （11）
	自立準備ホーム （17）
	その他 （11）

被疑者等支援業務を円滑に進めていくためのステップ（フェーズⅠ・Ⅱ・Ⅲ）

参考）チェックリスト（実績が多いセンターの取組等を中心に視覚化し、各段階ごとに整理）

- フェーズⅠに該当し、現状、円滑に進んでいなければフェーズⅡの取組を目安にする。
- フェーズⅡに該当し、現状、円滑に進んでいなければフェーズⅢの取組を目安にする。
- フェーズⅢであっても、円滑に進んでいなければ、他の要因等も考えられるため当課の方へご連絡下さい。
- 実績が多いセンターに共通していた要素については、「連携の土壌づくり」として整理。



厚生労働省

現地の要請に応じて、当課もネットワーク会議等に参画する等、サポートをしています。

フェーズⅠ（ネットワークを耕す時期）

- ☐ ネットワーク会議等を実施していない
- ☐ 被疑者等支援業務の依頼がない（極端に少ない）
- ☐ ネットワーク会議等の協議内容や進め方等がよく分からない

フェーズⅡ（連携の種を蒔く時期）

- ☐ ネットワーク会議等を実施している（計画：1～2回程度/年）
- ☐ ネットワーク会議等には、弁護士（弁護士会）は参画していない
- ☐ 弁護士会との協議は、別途、弁護士会と定着センター等のみで実施している
- ☐ 被疑者等支援業務の依頼がある
- ☐ ネットワーク会議等で、事例検討や振り返りを行っている
- ☐ 被疑者等支援業務依頼がない（極端に少ない）

フェーズⅢ（ネットワークを育てる時期）

- ☐ ネットワーク会議等を定期的実施している（計画：3回以上/年）
- ☐ 担当者レベルでも随時顔を合わしている（各機関の担当、サブ担当を決めている等）
- ☐ ネットワーク会議等には弁護士も参画して、一堂に介した協議を実施している
- ☐ 弁護士個人ではなく、弁護士会として弁護士が参画している。（弁護士会の理解・協力）
- ☐ ネットワーク会議等で、釈放されたケースの経過報告等（フィードバック）を行っている
- ☐ ネットワーク会議等の参加機関を、関連する機関等にも広げて実施している（拘置所等）
- ☐ 被疑者等支援業務の依頼数が増えてきた
- ☐ 主たる機関同士で勉強会等を実施している
- ☐ 被疑者等支援業務の依頼がない（極端に少ない）

（参考）実績が多いセンターに共通していた要素（連携の土壌づくり —— 出口支援・入口支援に共通した取組 —— ）

- ☐ 保護観察所等と定着センターとの相談や依頼の垣根が低い（支援導入のストライクゾーンが大きい）
- ☐ 保護観察所と定着センターとの協働関係を育むような取組がある（Give & Takeの関係性づくり）

※詳細については別スライド参照

被疑者等支援業務を円滑に進めていくためのステップ（フェーズⅠ・Ⅱ・Ⅲ）

保護観察所と定着支援センターとの連携を円滑にしている「出口支援・入口支援に共通した取組」とその効果

1. 支援導入のストライクゾーンが大きい

参考)

- 支援対象者はあまり限定し過ぎずに、基本的に、依頼の段階では断らないようにしている。
- たとえば、出所までの時間が短かった場合などにも、一旦は支援依頼を受け止め、関係機関で協力体制をつくるようにしている。

2. Give&Take の関係性づくり



参考)

- 観察所や刑務所が困っているのであれば、お互い様。
「困って悩むぐらいだったら、まず依頼をどうぞ」
- そのかわり、センターが困っているときにもお互い様。
「センターの相談等にも協力してください」といった特別調整等を通じた関係性づくりを大切にしている。
(担当が異動等しても続いていく連携の素地づくり)
- 自立準備ホームが増えると、センターの支援も円滑になる。
だからこそ、観察官と一緒に地域を回って、一緒に開拓していくような取組を大切にしてきた。
(同じ目的のために、共に汗をかくことで得られる一体感)

効果（安心感、「我が事」感）

■相談・依頼の垣根を低くしている

→安心して相談や依頼ができる

例)

「支援できるかどうかは分からないけど、一度、センターに相談してみよう」
「支援対象にすべきか判断に迷うので、一旦、センターに尋ねてみよう」

■協働関係の意識（我が事）が育まれている

→担当者が異動等しても連携体制が担保されやすくなる

例)

「相談・依頼をするだけではなく、センターの支援等にも協力していこう」



1. 多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）

→令和3年3月31日付

厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、
厚生労働省老健局長 連名通知

2. 福祉サービス事業所等を自立準備ホームとして活用する場合の取扱いについて（事務連絡）

→令和3年9月17日付

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室

新たな業務として位置づけられたことで生まれた成果等（被疑者等支援業務）

＜被疑者等支援業務 実施自治体数＞ 令和3年度：36自治体
令和4年度：45自治体
令和5年度：46自治体

参考）各地の実例

1. 一堂に会する協議の実施（ネットワーク会議等）

- 検察庁、弁護士会、保護観察所、都道府県、定着センターが同じテーブルで、協議・検討できる場が出来た。
- 更生保護施設、拘置所、少年鑑別所、社会福祉士会等、地域の実情に応じて参画する機関等を増やしている。
（地域のネットワーク構築）

2. 定着支援センターへの便宜等

- 支援対象者に係る情報が得やすくなった。
（受刑中のIQ、生活歴等）
- 勾留中の面会に対する配慮が得やすくなった。
（面会場所・時間等）

3. 切れ目ない支援の実現

- 実刑判決にはなったが、その後、特別調整対象者として初めて福祉的支援に繋がり、支援を継続している。

4. センターの業務として位置づけられたことで生まれた多様な“出会い”

- これまでは入口支援を実施していなかったもので、実務の中で、検察官や弁護士等との出会いが増えた。
- 重層的支援体制整備事業や、再犯防止推進の取組、居住支援法人等といった官民協働の支援を描きやすくなった。
（多様な出会い）



特別調整等（矯正施設退所者等への支援）の事業化当時からの軌跡

実践の中で“**出会い**”を重ねたことで、
変化し・進化し・深化してきたことで得られた**現在地**（現在の特別調整等による支援等）

参考）事業化当時から変化してきたもの

Q. 定着支援センターが全都道府県に設置されるまでには…

Q. 特別調整等の依頼時の情報量は…

Q. 矯正施設での面接や連携等は…

Q. 出所時の服薬や医療情報等は…

Q. 住まい探しは…

Q. 自治体との連携等は…

Q. 福祉や地域社会の理解等は…

「被疑者等支援業務」を
新たな“出会い”を
重ねるきっかけに

